

## 運送約款の一部改定について

2021年6月30日  
東急電鉄株式会社

1. 改定規則  
旅客営業規則

2. 改定日  
2021年7月1日（木）初電より

3. 改定内容  
[2021年7月1日からの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

[2021年6月30日までの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

4. 新旧対照表 別紙をご覧ください。

以上

【別紙】旅客営業規則一部改訂について

現行	改訂
<p style="text-align: center;"><b>旅客営業規則</b></p> <p style="text-align: right;">2020. 1. 31 現在</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券が前途無効となる場合)</p> <p><b>第 165 条</b> 乗車券（往復または回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の 1 に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。</li><li>(2) 旅客が第 312 条の取扱いをうけたとき。</li><li>(3) 伝染病予防法第 18 条の規定によって途中で下車させられたときまたは鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。</li></ol> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第 282 条</b> 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅</p>	<p style="text-align: center;"><b>旅客営業規則</b></p> <p style="text-align: right;">2020. 1. 31 制定 2021. 7. 1 現在</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券が前途無効となる場合)</p> <p><b>第 165 条</b> 乗車券（往復または回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の 1 に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。</li><li>(2) 旅客が第 312 条の取扱いをうけたとき。</li><li>(3) 鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。</li></ol> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第 282 条</b> 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅</p>

客は、無賃送還および他経路乗車の取扱いに限ってこれを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし
- イ 第 284 条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし
- ウ 第 285 条に規定する他経路乗車および旅客運賃の払いもどし

(中略)

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

**第 290 条の 3** 旅客は、第 282 条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(中略)

客は、無賃送還および他経路乗車の取扱いに限ってこれを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- イ 第 284 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ウ 第 285 条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(中略)

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

**第 290 条の 3** 旅客は、第 282 条または第 307 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条または第 307 条第 4 項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または第 307 条第 2 項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第 3 項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(中略)

(手回り品および持込禁制品)

**第 307 条** 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第 3 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2 旅客が手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

(手回り品および持込禁制品)

**第 307 条** 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第 3 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2 前項ただし書**第 1 号**または第 2 号の規定による物品の**車内への持ち込みの防止**その他車内および乗降場内の**保安上の理由により**、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は前途の乗車をすることができない。

(車内持ち込み手回り品の範囲)

**第 308 条** 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のものであって、その重量が 30 キログラム以内のものを車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車であって、解体して専用の袋に収納したものまたは、折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
- (2) サーフボードであって、専用の袋に収納したもの。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項および第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(車内持ち込み手回り品の範囲)

**第 308 条** 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のものであって、その重量が 30 キログラム以内のものを車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車であって、解体して専用の袋に収納したものまたは、折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
- (2) サーフボードであって、専用の袋に収納したもの。

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49条）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

4 旅客は小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは前項の規定に準じて当社の承諾を受け車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅および高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。

(以下略)

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49条）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

4 旅客は小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは前項の規定に準じて当社の承諾を受け車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。

(以下略)